

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等の備置き)

第十九条の二十九 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶内に、当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書を備え置かなければならない。

(船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等)

第十九条の三十 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十二条の三第一項第六号において「船級協会」という。)が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行ひ、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、当該船級を有する間は、國土交通大臣が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書について第十九条の二十五第一項の承認をし、及び当該二酸化炭素放出抑制指標について第十九条の二十六第一項の確認を行つたものとみなす。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第一の三」(証書の返納命令等)と読み替えるものとする。

第十九条の三十一 國土交通大臣は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に備え置かれた二酸化炭素放出抑制航行手引書が第十九条の二十五第二項の規定に適合しなくなつたとき、又は当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標が第十九条の二十六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行を差し止めることができる。

3 國土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るために緊急の必要があると認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

4 國土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(外国船舶に関する特例)

第十九条の三十二 第十九条の二十五から前条までの規定は、外国船舶については、この限りでない。

(外国船舶の監督)

第十九条の三十三 國土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶(前条ただし書に規定するものを除く。第十九条の五十一において「監督対象外国船舶」という。)のうち次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、当該船舶の船長に対し、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する書類で第十九条の二十五第二項の規定に適合するものの備置き、二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標の算定その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当するもの 二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合するものが備え置かれていないと認める場合

二 第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するもの 二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標が算定されていないと認める場合又は当該指標が同項各号のいずれかに適合していないと認める場合

3 第十九条の三十一第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは、「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは、「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第十九条の三十三第一項」と読み替えるものとする。

(第一議定書締約国が発行する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)

第十九条の三十四 二酸化炭素放出抑制対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国の政府から国際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書(第二議定書締約国が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該日本船舶の二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標が第一議定書に定める基準に適合していることを証するもの)をいふ。次項において同じ)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた国際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書は、第十九条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とみなす。

(第二議定書締約国に対する証書の交付)

第十九条の三十五 國土交通大臣は、第二議定書締約国が第二議定書締約国から当該第二議定書締約国の船舶(第十九条の三十二ただし書に規定する外国船舶を除く。)について国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該船舶について二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書を交付するものとする。

2 國土交通大臣は、第二議定書締約国が船舶のうち、第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するものについて、前項の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認をしようとするときは、あらかじめ、当該船舶に係る二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認をしなければならない。

(国土交通省令への委任)

第十九条の三十五の二 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の申請書の様式、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の実施方法その他二酸化炭素放出抑制船舶証書の承認及び二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に必要な事項並びに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付、再交付及び書換えその他国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十九条の三十六の表の下欄中「第十九条の二十六第二項」を「前条第二項」に改める。

第十九条の三十七第一項中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改め、同条第二項ただし書中「時に」を「までの間に」に、「がある船舶」を「により前条後段の検査を受けることができなかつた検査対象船舶」に、「三月を限りその」を「当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項の」を「第二項及び前二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条後段の検査の結果第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる検査対象船舶であつて、国土交通省令で定める事由により從前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものについては、從前の海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該検査に係る海洋汚染等防止証書が交付される日又は從前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6

次に掲げる場合における海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかるわらず、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条後段の検査に係る期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

一 従前の海洋汚染等防止証書の交付を受けたとき。

二 第二項ただし書の規定により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたとき。

三 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。

第十九条の四十二中「第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査(以下「法定検査」という。)」を「法定検査」に改める。

第十九条の四十三第四項中「第五項及び第六項」を「及び第五項から第八項まで」に改める。

第十九条の四十四第四項中「規定は」の下に「、第十九条の二十六第一項の確認」を加える。

第十九条の四十六第二項中「第五十一条の三第一項第五号」を「第五十一条の三第一項第八号」に改める。

第十九条の四十九第一項中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に、「第十九条の四十二」を「第十九条の二十八第三項」に改める。

第十九条の五十一第一項中「本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶(前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三項において「監督対象外国船舶」という。)」を「監督対象外国船舶」に改める。

第四十一条の二第二号中「第四十二条の二十六第二項」を「第四十二条の十五第二項」に改める。

第六章の二 指定海上防災機関

(指定海上防災機関)

第四十二条の十三 海上保安庁長官は、次条に規定する業務(以下「海上防災業務」という。)を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財團法人であつて、海上防災業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定海上防災機関として指定することができる。

一 職員、海上防災業務の実施の方法その他の事項についての海上防災業務の実施に關する計画が、海上防災業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の海上防災業務の実施に關する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、海上防災業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 海上防災業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第四十二条の二十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいづれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)をしたときは、指定海上防災機関の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

3 指定海上防災機関は、その名称若しくは住所又は海上防災業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報に公示しなければならない。

(業務)

第四十二条の十四 指定海上防災機関は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の十六の規定により徴収すること。

二 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他の海上防災(海上災害の発生及び拡大の防止をいう。以下この条及び第五十一条の二において同じ。)のための措置を実施すること。

三 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフエンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。

四 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

五 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

六 海上防災のための措置に関する情報収集し、整理し、及び提供すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(指定海上防災機関に対する指示)

第四十二条の十五 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があり、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。

(指定海上防災機関の措置に要した費用の負担)

第四十二条の十六 指定海上防災機関は、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十二条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 指定海上防災機関は、前項の規定による負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならないときは、指定海上防災機関の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

3 指定海上防災機関は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 指定海上防災機関は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

5 指定海上防災機関は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額の納付を求めることができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

6 指定海上防災機関は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金並びに前項の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、海上保安庁長官に対し、その徴収を申請することができる。

7 海上保安庁長官は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、国税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の徴収した金額の百分の四に相当する金額を国に納付しなければならない。

8 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

9 納付され、又は徴収された負担金等は、指定海上防災機関の収入とする。

10 負担金等の請求権は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。

11 第三項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断の効力を有する。

12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

13 一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用

二 前条第二項の規定による措置（油濁損害防止措置に該当しないものに限る。）に要した費用

14 三 第四十二条の二十一 指定海上防災機関は、第四十二条の二十四第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第四十二条の二十二 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（業務の休廃止）

第四十二条の二十三 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第四十二条の二十四 指定海上防災機関が前項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可したときは、当該指定海上保安庁長官に係る指定は、その効力を失う。

第五十二条の二十三 指定海上防災機関は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（監督命令）

第四十二条の二十四 指定海上防災機関に係る指定は、その効力を失う。

（報告及び検査）

第四十二条の二十五 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定海上防災機関に対し、海上防災業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定海上防災機関の事務所その他の事業場（その業務の用に供している船舶を含む。）に立ち入り、海上防災業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第四十二条の二十六 指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、海上保安庁長官は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定の取消し等）

第四十二条の二十七 指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 海上防災業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程によらないで海上防災業務を行つたとき。

二 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第四十二条の二十八 指定海上防災機関の役員及び職員で第四十二条の十四第一号又は第二号に掲げる業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業計画等）

第四十二条の二十九 指定海上防災機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 指定海上防災機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、海上保安庁長官に提出しなければならない。

（区分経理）

第四十二条の三十 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（業務の休廃止）

第四十二条の三十一 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（監督命令）

第四十二条の三十二 指定海上防災機関に係る指定は、その効力を失う。

第五十二条の三十二 指定海上防災機関は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（報告及び検査）

第四十二条の三十三 指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、海上保安庁長官は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定の取消し等）

第四十二条の三十四 指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 海上防災業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程によらないで海上防災業務を行つたとき。

二 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

一 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程に違反する行為をしたとき、又は海上防災業務の実施に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定海上防災機関に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

二 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の選任及び解任）

三 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程に違反する行為をしたとき、又は海上防災業務の実施に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定海上防災機関に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

二 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の選任及び解任）

(指定を取り消した場合等における措置等)

第四十二条の二十七 第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、海上保安庁長官がその後に新たに指定海上防災機関を指定したときは、従前の指定海上防災機関の海上防災業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定海上防災機関が承継する。

2 第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における海上防災業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(帳簿の記載)

第四十二条の二十八 指定海上防災機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、海上防災業務に係る国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(審査請求)

第四十二条の二十九 この法律に基づいてした指定海上防災機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第四十七条第一項中「通則法」を「独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)」に改める。

第五十二条の三第一項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「国際大気汚染防止原動機証書」の下に「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認(第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認を含む)を受けようとする者

五 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認(第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認を含む)を受けようとする者

六 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者に限る。)

第五十二条の四第一号中「船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)。以下

ト「トン数法」という。」を「トン数法」に改める。

第五十四条の五中「大気の汚染」の下に「地球温暖化」を加える。

第五十五条第一項中「第十九条の十五第二項」の下に「第十九条の三十第一項」を「交付」

の下に「第十九条の三十第二項」を「確認」を加え、「賄賂」を「賄賂」に改める。

第五十四条の四中「第九条の十九」の下に「又は第四十二条の二十六第一項」を「登録確認機関」の下に「又は指定海上防災機関」を加える。

第五十四条の五中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

第五十五条第一項中第十四号を第五十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の三十五の四第一項」に改め、同号

を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを「一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、同條第二項中「第二号、第三号又は第五号」を「第三号、第四号又は第六号」に改める。

第五十五条第二項中「により」の下に「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを「一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九条の二十八第一項又は第二項の規定に違反して、船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者

第五十六条中「第十九条の三十一第二項(第十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて处分に違反した者

第五十六条中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第五十七条中第六号を第二十一号とし、第八号から第十五号までを五号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に改め、同号を同條第十二号とし、同条第六号の二を同條第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 第十九条の三十一第一項又は第十九条の三十三第一項の規定による命令に違反した者

第五十七条中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の四を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第五十八条第二号中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改め、同条中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第八号中「当該十九条の三十第三項及び」を加え、同号を同條第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十九条の二十九の規定に違反して、当該船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者

第五十八条第六号を同條第七号とし、同條第五号中「第十一条」を「第十一条」に改め、同号を同條第六号とし、同條中第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第五十八条第二第一項中「登録確認機関」の下に「又は指定海上防災機関」を加え、同項第一号中「第九条の十五」の下に「又は第四十二条の二十三第一項」を「確認業務」の下に「又は海上防災業務」を加え、同項第二号中「第九条の十八第一項」の下に「又は第四十二条の二十五第一項」を加え、同項第三号中「第九条の二十」の下に「又は第四十二条の二十八」を加え、同條第二項第一号中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、同條第三項中「第九条の十八第一項」の下に「又は第四十二条の二十五第一項」を加える。

第六十条第三号中「第十九条の十五第三項」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

第六十二条中「ゼンター」を「指定海上防災機関」に改め、同條第一号中「国土交通大臣又は」を削り、同條第二号を次のように改める。

二 第四十二条の二十一第二項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第六十三条を次のように改める。

二 回転計
一 温度計

第六十三条 削除
別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三(第十九条の三十関係)

一 温度計

二 回転計

三 動力計

(船舶安全法の一部改正)

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「及満載喫水線」を「満載喫水線及無線電信等」に改める。

第十条第二項中「船舶検査証書ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ」を「船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ當該船舶検査証書ハ」に改め、同條第四項中「第八条」を「第二項乃至第四項ノ規定二拘ラズ第八条」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

定期検査ノ結果第一項ノ規定ニ依ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ船舶ニシテ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ從前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ当該検査ニ係る船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコト能ハザルモノニ付テハ從前ノ船舶検査証書ハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付迄ノ間五月ヲ限り仍其ノ効力ヲ有ス

左二掲グル場合二於ケル船舶検査証書ノ有効期間ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ從前ノ船舶検査証書ノ有効期間(第三号ニ掲グル場合ニ於テハ当初ノ有効期間)満了日ノ翌日ヨリ起算シ五年ヲ経過スル迄ノ期間トス

一 従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日前三月以内ニ受ケタル定期検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ從前ノ船舶検査証書仍其ノ効力ヲ有スルコトセラレタルトキ

第二十五条の七十一第一項中「又は満載喫水線」を「満載喫水線又は無線電信等」に、「賄賂」を「賄賂」に改める。

(国際船舶船及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第三条 国際船舶船及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項ただし書中「時に」を「までの間に」に、「がある」を「により前条後段の検査を受けたことがきなかつた」に、「月を限りその」を「当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項」を「第二項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に「及び前二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前条後段の検査の結果第一項の規定による船舶保安証書の交付を受けることができる国際船舶日本船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかつたものについては、船舶が交付される日又は従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいづれか早い日までの期間とする。

6 次に掲げる場合における船舶保安証書の有効期間は、第一項本文の規定にかわらず、従前の船舶保安証書の交付を受けたとき。

二 第二項ただし書の規定により従前の船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。

三 従前の船舶保安証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。

四 第十七条第四項中「第十三第五項から第八項まで」を「第十三第五項から第十項まで」に、「同

条第五項及び第六項中「第二項」を「同条第七項中「第二項及び前二項」」とあり、及び同条第八項中「第二項、第五項及び第六項」に「前項」を「第十七第三項」に改める。

五 第二十一条第一項中「の備置き」を「又は第十一第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き」に改め、同条第三項中「船級協会が前項」を「第十七第一項の検査を受けなければならぬ国際船舶日本船舶であつて、船級協会が船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施について」に、「国際船舶日本船舶」を「もの」に改める。

六 第二十六条第二項中「第十三第八項」を「第十三第十項」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条 第九条及び第二十二条の規定 公布の日
二 附則第四条及び第十八条の規定 平成二十四年十一月一日

三 附則第八条の規定 平成二十五年七月一日
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律目次の改正規定(第十九条の二十五)を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の二十六ー第十九条の三十五」を「第十九条の三十五の三十五の三」に、「第十九条の二十六ー第十九条の三十五」を「第十九条の三十五の三十五の三」に改める部分を除く)、同法第四十一条の二第二号、第六章の二、第四十七条第一項及び第五十四条の四の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定(同条第二項第一号の改正規定を除く)並びに同法第六十二条及び第六十三条の改正規定並びに附則第十条から第十七条までの規定 平成二十五年十月一日

五 附則第二十五条の規定 この法律の公布の日又は地球温暖化対策基本法(平成二十四年法律第

号)の公布の日のいづれか遅い日

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十五年六月三十日以前に建造に着手されたもの)であつて、平成二十七年六月三十日以前に船舶所有者に対し引き渡されるもの(以下「現存船」という)については、施行日以後最初に行われる第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という)第十九条の三十六の規定による定期検査(以下単に「定期検査」という)若しくは新海洋汚染等防止法第十九条の三十八の規定による中間検査(国土交通省令で定めるものに限る)以下単に「中間検査」という)又は新海洋汚染等防止法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行つたものとみなされる同項の検査(以下「船級協会検査」という)が開始される日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の二十五第一項及び第十九条の二十八第一項の規定は、適用しない。

三 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の二十五第一項前段の規定の適用については、同項前段中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十九号)の施行の日以後最初に行われる第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは第十九条の三十八の規定による中間検査(同法附則第二条第一項の国土交通省令で定めるものに限る)又は第十九条の四十六第二項の規定によりこれら検査を行つたもののみなされる同項の検査が開始される日以後初めて」とする。

四 第三条 現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第一項の規定は、適用しない。

五 第四条 新海洋汚染等防止法第十九条の三十一第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。同条第三項において準用する新海洋汚染等防止法第十九条の十第五第三項において準用する第二条の規定による改正後の船舶安全法(以下「新船舶安全法」という)第五十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

六 第五条 監督対象外国船舶(新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項に規定する監督対象外国船舶をいう)次項において同じである現存船については、施行日以後最初に行われる定期検査若しくは中間検査に相当する検査又は船級協会検査に相当する検査が開始される日(新海洋汚染等防止法第九条の二第二項に規定する第一議定書締約国の現存船以外の現存船については、施行日から起算して五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める日)までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分を除く)は、適用しない。

七 第六条 施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧海洋汚染等防止法」という)第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかわらず、なお従前の例による。

第七条 新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定による指定及び新海洋汚染等防止法第四十二条の十七第一項の規定による海上防災業務規程の認可並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前においても、新海洋汚染等防止法第四十二条の十三及び第四十二条の十七の規定の例により行うことができる。

第八条 独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。

第九条 政府以外の出資者は、センターに對し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

第十条 センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

第十一条 前項の規定による払戻しをした場合は、センターはその払戻しをした金額により資本金を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金はその払戻しをした金額により減少するものとする。

第十二条 センターは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に出えんされた金額（以下「出えん金」という。）について、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十九第一号及び第二号の業務の実施の状況、当該基金の状況その他の状況を勘案して、当該業務に支障がないと認めるとときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんした者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。

第十三条 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金は、その返還した金額により減少するものとする。

第十四条 センターは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の時において解散するものとし、次項の規定により政府に対しても払い戻される金額に相当する金額を除き、その一切の権利及び義務は、その時において新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定により海上保安庁長官が指定する者（以下「指定海上防災機関」という。）が承継する。この場合において、旧海洋汚染等防止法第四十二条の三十五の規定は適用しない。

第十五条 センターは、政府の持分に係る出資額について、政府に対してその全額を払い戻すものとする。

第十六条 センターの解散の日の前日を含む事業年度（以下「最終事業年度」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかるわらず、告書及び決算報告書に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、指定海上防災機関が從前の例により行うものとする。

第十七条 センターの最終事業年度における業務の実績については、指定海上防災機関が從前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、指定海上防災機関に対ししてなされるものとする。

第八条 センターの最終事業年度における利益及び損失の処理については、指定海上防災機関が從前の例により行うものとする。

第九条 センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日においてセンターの中期目標の期間における業務の実績については、同日において海上防災機関が從前の例により行うものとする。

第十条 センターの中期目標の期間が終了したものとして、指定海上防災機関が從前の例により評価を受けたものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、指定海上防災機関に対してなされるものとする。

第十一条 通則法第三十五条の規定は、センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第十二条 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十三条 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、一部施行日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第十四条 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第十五条 一部施行日の前日において旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十七第三項において準用する旧海洋汚染等防止法第四十一条の三第五項の規定によりセンターザーが行つてゐる滞納処分とみなす。

第十六条 前二条に規定するもののほか、一部施行日の前日までに旧海洋汚染等防止法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新海洋汚染等防止法に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 一部施行日前に行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百六十号）の規定に基づき提起されたセンターを被告とする抗告訴訟（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。

第十八条 一部施行日前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十九号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに對してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

第十九条 一部施行日前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第二百五十九号）の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

第二十条 船舶安全法の一部改正に伴う経過措置

第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第一項の規定による認可の申請を行ふことは、新船舶安全法第八条の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行ふことは、新船舶安全法第二十五条の七十において準用する新船舶安全法第二十五条の五一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

第十九条 施行日前に開始された第二条の規定による改正前の船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査の結果施行日以後に新船舶安全法第十条第一項の規定による船舶検査証書の交付を受けることができる船であつて、同条第三項の国土交通省令で定める事由により從前の船舶検査証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けることができなかつたものに係る從前の船舶検査証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第二十条 施行日前に開始された第三条の規定による改正前の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第十二条後段の検査の結果施行日以後に第三条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(以下「新国際航海船舶等保安法」という。)第十三条第一項の規定による船舶保安証書の交付を受けることができる新国際航海船舶等保安法第四条に規定する国際航海日本船であつて、新国際航海船舶等保安法第十三条第五項の国土交通省令で定める事由により從前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかつたものに係る從前の船舶保安証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合における一部施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。) 一件につき九万円

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「平成二十二年新法第十九条の二十五」を「海洋汚染等及び海上災害の防止

に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下この条及び次条において「海洋汚染等防止法」という。)第十九条の三十五の三に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十二年新法第十九条の二十五」を「海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三」に改める。

附則第十条中「新海洋汚染等防止法第十九条の三十五の四第二項本文」を「海洋汚染等防止法第十九

条の三十五の四第二項本文」に改める。

(地球温暖化対策基本法の一部改正)

第二十五条 地球温暖化対策基本法の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項及び附則第四条の規定 全ての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地
球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に關する
意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日

二 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律等
の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十九号)の施行の日いづれか遅い日

附則中第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一ヶ年ずつ繰り下げ、第六条の次に次の二
条を加える。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一
部改正)

第七条 第三条第十五号の二中「地球温暖化対策の推進に關する法律(平成十年法律第百十七号)」を「地
球温暖化対策基本法(平成二十四年法律第
号)」に改める。

財務大臣

安住 淳

国土交通大臣 羽田雄一郎

環境大臣 細野 豊志

内閣総理大臣 野田 佳彦